

# 平成30年度事業計画書

政府はSociety5.0の実現に向けた改革のため、その行動計画となる「未来投資戦略2017」を策定し、

- ① 環境・エネルギー制約の克服のための施策の一つとして、2020年までに新築注文戸建住宅の過半数をZEHにし、更に2030年までには新築住宅の平均でZEH相当となることの実現を目指す
- ②人口減少と少子高齢化の中での新たな住宅市場として既存住宅流通・リフォーム市場を活性化する
- ③IoT技術等を導入した「次世代住宅の普及促進」をはかる。

等の住まいに関係する課題への継続的な取り組みを一層進捗させることを表明した。これに加え、経済産業省から、Society5.0につながる「Connected Industries」実現のための東京イニシアチブが発表され、5つの重点取組分野の一つに「スマートライフ」が設定された。

ここでは、スマートホーム市場の創出に向けた具体的政策の方向性が示されており、住宅・建材分野にとどまらず、情報やサービス等あらゆる産業が結びつくSociety5.0に対応したIoT住宅の開発に拍車がかかることとなった。

一方、Society5.0に向けた横割り課題として新興国を中心に海外の成長市場の取り込みも明示されており、東南アジア市場における我が国産業の競争力の強化についても期待されているものと思われる。

当協会は、このような国の方針を踏まえ、下記課題を本年度の重点課題として位置づけ展開することとした。

## ・ZEH普及促進事業

中小工務店向けのテキスト「ZEHの作り方」のアップデートと講習会への支援

## ・IoT住宅のための新しい建材、住宅設備の安全規格の開発事業

IoT住宅研究会を標準化推進委員会内の部会とし、規格制定後の運用に係る基盤整備の検討を開始

## ・グリーン建材・設備製品に関する国際標準化事業

高日射反射率塗料の日射反射率測定方法やWPRCの基本物性についての国際標準規格の開発、JISのアセアン諸国への国際展開

## ・既存住宅の流通拡大促進を含むリフォーム推進事業

「住宅の燃費」の概念の導入と普及促進

## ・情報提供事業

カタラボサイトの利便性を高めより効率的な閲覧を可能とする大改造の実施

## ・優良断熱材認証制度の拡充

建築物省エネ法の適用拡大を見据え、認証範囲や機能の拡充

以上の重点課題への取り組みを通じて、本年度も引き続き会員企業・団体及び関連業界

の成長、拡大に対する支援を真摯に提供していく所存であるので、関係各位の絶大な  
るご指導ご鞭撻をお願いしたい。

## 1. 企画委員会

建材・住宅設備の統計情報、技術動向の情報収集・提供と景観材料の普及促進、協会活  
動の広報、カタラボを活用した情報サービス、それぞれのあり方について「調査統計」、  
「技術・景観」、「広報」、「情報提供」の4部会で検討を進める。

### (1) 調査統計部会

最新の建材・住宅設備関連データを関係官庁、工業団体より収集し「2018/2019年版  
建材・住宅設備統計要覧」を11月に発刊する。発刊にあわせてHP会員専用サイトで  
電子データとして公開する。販売面ではチラシ配布、カタラボ会員や団体会員傘  
下加盟企業へのPR、「Japan Home & Building Show 2018」(11月)でのPRを実施し  
販売増を狙う。今年度は統計資料に特化し、特集記事の掲載は見合わせる。

### (2) 技術・景観部会

最新技術、技術動向などの情報収集、整理・分析する機会を会員に提供するととも  
に、景観材料の普及促進を図るため各種情報の収集・提供を行う。具体的には以下  
の活動を実施する。

- ① (一社)東京建築士会と共同で開催している勉強会(Bridge)やセミナー、工場見  
学会を開催し、会員に業界動向、新技術動向等の情報を提供する。
- ② 景観材料紹介サイト「景観材料相談コーナー」の掲載内容の充実(新規エント  
リー企業の募集、新製品の掲載、質問項目の追加など)を図る。
- ③ 「Japan Home & Building Show 2018」(11月)に出展し、景観材料のPRを行う。

### (3) 広報部会

協会の活動状況、行政関連情報等を会員に提供するための媒体として情報誌「建産協  
情報」を隔月発刊し、メールマガジンによる「建産協通信」を月2回継続配信する。

協会の事業活動の理解を深めてもらうため、報道関係者との情報交換会を2回開催す  
る。

### (4) 情報提供部会

カタラボユーザーの利便性、使い易さを向上するために平成21年公開後、初めて  
デザインの全面リニューアルを実施する。

- ① 平成30年6月中に開発完了、7月公開予定。
- ② 6月建産協総会にリニューアルデザインを公開し、ニュースリリース他、各種  
のPR活動を実施する。
- ③ 7月公開後、改善内容を検討するために利用実績のデータ収集を進める。
- ④ 昨年同様、展示会に出展し、カタラボのPR活動を実施する。

<本年度出展予定の展示会>

・「みらい市」(橋本総業(株) 主催)

平成30年7月20日～21日予定 場所：東京ビッグサイト

・「Japan Home & Building Show 2018」((一社)日本能率協会 主催)

平成30年11月20日～22日予定 場所：東京ビッグサイト

#### (5) HP改善準備WG

広報部会と情報提供部会下に合同WGとして「HP改善準備WG」を設置する。「サイト全体の運用、構成・レイアウトの企画及びサイトの更新に関するガイドライン」を作成することを今年度のゴールとする。

## 2. 品質保証委員会

品質保証委員会は、VOC部会、抗菌部会、調湿部会など下部部会の各種事業の適正な運用を図るため、年3回程度委員会を開催し事業内容、予算等を審議する。

### (1) VOC部会

#### ① VOC排出抑制の自主行動計画の実施

建材・住宅設備業界として、揮発性有機化合物(VOC)排出抑制のための自主的取組に関するVOC排出量の確認を行い、参加団体による「平成29年度状況報告書」を作成し、経済産業省に提出する。

#### ② VOC表示審査委員会

##### a. ホルムアルデヒド

年6回の審査委員会を開催し、適格品の登録を行う。また、平成16年度・平成19年度・平成22年度・平成25年度・平成28年度登録品の更新作業を行う。

##### b. 4VOC

年6回の審査委員会を開催し、適格品の登録を行う。また、平成22年度・平成25年度・平成28年度登録品の更新作業を行う。

#### ③ 4VOC表示情報交換会

必要に応じて4VOC自主表示制度を運用する関係団体と情報交換会を開催する予定である。本年度においても主に、厚生労働省室内空気質2物質改定についての対応を協議する。

#### ④ その他

VOC部会を年6回開催し、国内外の化学物質政策情報を収集及び対応内容を協議していく。

### (2) 抗菌部会(抗菌性能基準使用証明事業)

当協会の「抗菌性能基準」を満たしたものに建産協の「抗菌製品登録」を表示する事業を継続する。本年度は新規及び更新対象16件に対応する。

### (3) 調湿部会(調湿建材表示事業)

申請状況に応じて審査委員会を適宜開催する。本年度は「調湿建材表示登録」の新規及び更新対象6社に対応する。10月頃には住宅室内環境や健康問題に関する講演会と部会を開催し、「Japan Home & Building Show 2018」(11月)への出展等を企画して、より一層の調湿建材マークの周知と普及を図っていく。また、調湿マーク推進のため壁紙などの材料展開について引き続き検討を行う。さらに調湿建材関連団体への啓蒙活動を行い、参加を促していく。

経済産業省の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金制度に本年度予算の中で、次世代省エネ建材の導入支援として調湿建材が対象となっているため、必要に応じ対応を行う。

### (4) その他

#### 合法伐採木材法運用協議会

本年度は、主務省庁である林野庁・国土交通省・経済産業省における運用の動向を見ながら必要に応じて協議会を開催し、建材・住宅設備メーカーのクリーンウッド法運用ガイドの見直しを図る。また、当協会会員会社の登録に関する支援を行っていく。

## 3. エネルギー・環境委員会

エネルギー企画・普及部会においてはZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)普及分科会で中小工務店を対象としたZEHの推進活動を継続し平成28年省エネ基準よりも高い外皮性能の普及を目指す。一方、断熱材普及部会においては引き続き正しい断熱リフォーム施工の普及を展示会や講演会を通じ促進するとともに、地方公共団体による断熱リフォームに対する補助金制度創設を働きかける。さらに省エネ基準適合義務化に伴う第三者認証ニーズに応えるべくEI認証対象製品の拡大に務める。マンション省エネ改修推進部会、3R部会の各部会については、目的とする既存住宅・マンションの省エネ改修についての広報・普及活動、そして環境リサイクルに関する支援活動を行う。

### (1) エネルギー企画・普及部会

#### ① ZEH普及分科会

- a. 提携・関連団体(含地方自治体など)主催セミナーでの「ZEHのつくり方」講演対応
- b. 「ZEHのつくり方」テキスト改訂版等を建産協HPで配信し、最新の政策やZEH支援事業をユーザーに情報提供する。
- c. エネルギー削減率の向上、ローコスト化等、ZEHをさらに普及させるための施策検討を、行政・提携団体と共同しながら進める。

### (2) 断熱材普及部会

高性能建材導入促進やトップランナー制度の対象アイテムとなっている断熱材について、業界の抱える課題を整理・検討し、一般ユーザーの認知度向上と断熱リフォーム需要の拡大を図るため、2つの分科会を中心として具体的活動を進めていく。

① 普及・広報分科会

本年度は断熱リフォームの更なる普及を目的に以下を実施する。

a. 断熱リフォーム普及促進ツールの充実

昨年度の浴室断熱リフォームに引き続き、非暖房居室における家庭内事故や健康安全性等に着目し、これから断熱リフォームを促進しなければならない箇所の改善ツールを充実する。

b. 普及広報の場の拡大(関連団体とのコラボレーション)

住宅環境の改善を推進する団体やリフォーム関連事業者と提携しながら普及促進ツールを活用して断熱リフォームの普及を図る。

c. 外部展示会での展示・講演

- ・「住宅・都市イノベーション総合展」(リード エグジビション ジャパン(株) 主催)  
平成30年9月26日～28日予定 場所：インテックス大阪(講演のみ)
- ・「Japan Home & Building Show 2018」((一社)日本能率協会 主催)  
平成30年11月20日～22日予定 場所：東京ビッグサイト(展示・講演)
- ・「住宅・都市イノベーション総合展」(リード エグジビション ジャパン(株) 主催)  
平成30年12月12日～14日予定 場所：東京ビッグサイト(展示・講演)
- ・「建築・建材展」((株)日本経済新聞社 主催)  
平成31年3月上旬予定 場所：東京ビッグサイト(パネルディスカッション参加)

② 性能表示制度分科会

本年度もユーザーの要求に応え優良断熱材(EI)認証製品の拡大に務める。昨年4月から開始した2,000平米以上の建築物をはじめとし、省エネ基準適合義務化に伴う断熱製品の登録に国土交通省は第三者認証製品を推奨しており、現場吹付けウレタン断熱材施工等EI制度拡大の機会と捉えている。

a. EI製品の拡大

JIS認証が取れない製品の第三者認証ニーズに応えることで認証取得製品、企業の増加を促進する。

b. EI制度実施規定の改訂と製品認証審査要綱の追加

製品独自の製法に依拠したEI認証取得要求が増えつつある。品質管理方法についての自己適合宣言を精査しEI認証を取得可能とすることを検討する。

③ EI認証審査委員会

昨年度実施規定の改訂に伴い、申請の案件審査に加え製品認証審査要綱の審査承認業務も行われることとなった。性能表示制度分科会と連携しながら認証製品の拡大に務める。昨年度までに17社101製品シリーズが認証登録されている。

認証区分	製品規格	製品性能管理値	品質管理体制
A	JIS規格あり	JIS規格値	当該JIS認証取得
B		製品規格値	
C		製品規格値	
D	JIS規格なし	製品規格値	ISO9001或いは他断熱材のJIS認証取得

### (3) マンション省エネ改修推進部会

#### ① 普及広報活動

マンション省エネリフォーム推進のため、住民の関心、理解を深める、より効果的な活動を展開していく。

##### a. セミナー：

マンション管理組合(居住者)、マンション管理士を主対象に企業紹介、製品事例、改修事例をはじめとして、高経年化しているマンションや空き家問題、助成金活用術、さらには「健康と省エネ」にも着眼し、課題意識の共有を図り、リフォーム関連業者、各種団体を交えたセミナーを1回企画開催し、広く普及を図る。また、行政や、NPO日本住宅管理組合協議会、NPO全国マンション管理組合連合会、(一社)東京都マンション管理士会、(一社)神奈川県マンション管理士会等との共催、出張講演依頼にも参加する。

##### b. 展示会：

- ・「Japan Home & Building Show 2018」(11月)が、「第2回団地・マンションリノベーション総合展」と同時開催となるため、出展内容を検討し、コンセプトを十分考慮の上、当部会の活動主旨の訴求に努める。またマンション管理関係団体との接点を設ける機会と捉え、更なるネットワーク拡大に活用する。
- ・杉並区の環境展には平成30年度も参加を予定しているが、現在補助対象でない断熱改修についても補助対象となるような働きかけを継続する。また展示会での補助的な説明員として、杉並区のNPOのメンバーの知識向上をも合わせて行う。

#### ② 普及広報用資料の充実

##### a. 「既存マンション省エネ改修のご提案」の省エネ性能向上に関する継続的な見直しと、居住者(消費者)視点に立った解りやすさ、見やすさの追求を図り、マンション省エネ改修時の必須バイブルを目指す。

また、デジタルサイネージ対応のマンション省エネ改修の提案コンテンツの更なる充実を図る。「RESIDENCE DOCK+」と「健康と快適性の両方が手に入る省エネマンションリフォームとは？」についても、見直しを検討する。

##### b. 展示会などの広報活動時に不特定多数へダイジェスト版を頒布し、当部会の認知度向上と建産協HPへの誘導を図る。さらにスマートフォンの普及に伴い、「RESIDENCE DOCK+」と「既存マンション省エネ改修のご提案」のデジタル版対応についても引き続き検討していく。

#### ③ ユーザー、団体、行政との情報交換

マンションリフォーム推進団体間の活動報告会、情報交換会を実施する。また、経済産業省、国土交通省及び環境省とも情報連携して助成金補助事業の情報収集を行う。東京都や隣県の市区町村ともコンタクトを取り地域の現状を共有できるような情報のハブ拠点を目指すとともに、省エネ改修の助成制度の横展開を目指す。マスコミに対するPR活動も継続して、マンション省エネ改修推進部会の活動内容を浸透させる。

昨年度に続き、所属委員の当該活動に必要とされ得る知識の習得、向上を目指し、

マンション管理組合の直面する課題共有など外部講師による勉強会や、省エネ性能の建材・住設機器等の生産プロセス、及び省エネ近未来創造拠点の視察を通じて研鑽を図る。

#### (4) 3R部会

##### ① 環境・リサイクルに関する活動について

循環型経済システム構築の貢献に向けて、建材設備産業における3Rの取組みについて調査活動等を推進してきた。建産協HP掲載の「建材設備産業の自主的環境行動宣言」を、今後は社会状況の変化、環境行動の実施状況のフォローアップ等に応じて適切な見直しを図っていく。また環境・リサイクル関連情報の更新を随時行い、会員に対して最新の情報提供を行う。

##### ② グリーン購入法の特定調達品目提案支援

グリーン購入法に関する「特定調達品目提案及び判断基準の見直し」に関して会員からの依頼を受け、協会からの提案として資料を提出、支援する。

##### ③ 3R推進功労者等表彰推薦

リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が実施する3R推進功労者等表彰募集に対し、会員に積極的な応募を呼びかけ、応募を希望する企業があれば協会として推薦する。

##### ④ 建設リサイクル推進施策検討小委員会への参加

国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課環境リサイクル企画室が主催する「建設リサイクル推進計画2014」の推進計画で策定した各施策の実施状況等についてフォローアップを実施することとしている。適宜「建設リサイクル推進施策検討小委員会」に当協会専務理事が委員として参加する。

### 4. リフォーム推進委員会

リフォーム市場の活性化に向けて、国策として実施すべき政策提言と、建産協が自ら実施すべき事業等について、引き続き、以下の3部会を設けて検討していく。

また本年度より新しくITツール活用ワーキンググループを設置し、業界を超えた情報交換を進める。

#### (1) 制度検討部会

昨年度、「住宅の燃費」についての検討を行い、定義についてまとめ、約20年前の住宅を最新の仕様にリフォームした場合の燃費の効果について資料を作成した。平成30年度については、「住宅の燃費」という考え方を広く普及するために、以下の2つをポイントとしている。1つ目は「住宅の燃費」(エネルギー使用量+水道使用量)という考え方を経済産業省を通じて国土交通省及び環境省へも提案し、より広く「住宅の燃費」についての周知活動を行う。またこれまで提案してきたスムストックや他の団体に対しても、改めて情報共有し広く普及する活動を行う。2つ目としては、(国研)建築研究所が作成した「住宅の省エネ改修の設計、評価方法に関する

るガイドライン」を参考にして、「住宅の燃費」のより一層のブラッシュアップを目指し、(国研)建築研究所による勉強会に参加して委員の研鑽を図る。併行して、有識者、学識経験者にも定期的に進捗報告を実施し、検討内容の方向性を確認していく。

## (2) 規制改革部会

昨年度、「リフォームの公的支援使っていますか？」の資料を作成し、アンケートを行い、この結果を元にして、各省庁へは政策提言を行い、内閣府規制改革推進室にはリフォームに関する阻害要因の提言を進めることとした。

平成30年度については、申請者がわかりにくい点や、申請に関してハードルとなっているポイントを、具体的に把握し、各省庁への政策・運用改善の提言を目指す。また内閣府規制改革推進室に対しては、「規制」に関わる内容を、最適なタイミングで規制改革ホットラインに提出する。

昨年度作成した、「リフォームの公的支援使っていますか？」については、アンケート結果の中に、よりタイムリーな情報が欲しいという意見が多かったため、平成30年度版を作成し、リフォームに関する各種支援制度の周知を目指し、リフォーム市場の拡大に貢献する。

また第2回目のアンケートを実施し、政策提言のためのより具体的な意見の収集をめざし、各省庁への政策・運用改善の提案を目指す。

平成29年度同様に、専門的な知識や課題認識について、勉強会を開催し、委員の研鑽会を実施する。

## (3) イベント部会

昨年度は、「リフォームで生活向上プロジェクト」の登録イベントとしての「経済産業省子どもデー」と「Japan Home & Building Show 2017」への出展に注力した。「経済産業省子どもデー」は初参加であったため保護者へのリフォーム訴求という点では課題を残したが、子ども達への省エネ・エコの大切さを伝える役目を果たせた。「Japan Home & Building Show 2017」においては展示内容、サイン等に工夫をこらし、多くの来場者の興味を引くことができた。

本年度は、JERCOやREPCOといったリフォーム関連団体とのコラボレーションを検討する。具体的には「リフォームで～SMILE～」の歌、動画の普及、イベント会場での連携による集客力アップ等ができないかを模索する。一方、「経済産業省子どもデー」と「Japan Home & Building Show 2018」(11月)の出展については、他部会との連携をより密にし、前年以上の集客を目指す。また、引き続き「リフォームで生活向上プロジェクト」地域民民WGに参画し、業界全体でのリフォーム需要の盛り上げに貢献する。

## (4) ITツール活用ワーキンググループ

平成29年度経済産業省で実施された「リフォームを担う人材等に関する検討会」の報告書の中で、今後取り組む当面の課題として、「IT等を活用したツール・サービ

スを提供する企業とリフォーム業界との情報交換」や、「IT等を活用した生産性向上や提案力向上に係る先進事例の共有」があげられた。

このワーキンググループでは、上記の課題解決の取組として、業界を超えての情報共有を進め、新たな付加価値の創出や業務の効率化等の検討を行い、リフォーム産業全体の生産性向上や需要創造を目指す。

## 5. 標準化委員会

ISOをベースにしたJIS規格化、省エネ等社会ニーズに適合した高機能JIS化等が、社会生活、生産活動、製造業に重要な役割を果たしてきている。企業会員並びに団体会員との連携を深めつつ、更なる標準化テーマの発掘を含めて、建材・住宅設備分野の標準化に関する課題等について総合的に取り組んでいく。

### (1) 標準企画部会

#### ① 受託事業(応募予定)としての標準化(JIS制定)の取り組み

テーマ名「カーテンウォールの熱貫流率簡易計算法に関するJIS開発」

平成30年～32年度までの3年間でJIS規格作成完了まで実施することで採択された。現在作成中の詳細計算法のJISは、詳細断面が決定している場合に正確な熱貫流率を算出できるが、設計の初期段階には、断面が決まっていないため、熱貫流率を算出する事ができない。それで、設計の初期段階に入手可能な外皮情報で計算可能な簡易計算法のJISを開発する。

カーテンウォールの熱性能を建築計画初期のデザインが決定した段階で、強度面と熱性能のバランスを考慮した最適設計を可能にすることが出来、建物の省エネ化に貢献出来る。建築物のエネルギー消費性能算出時の熱性能目標値検討の根拠として活用し、建築物省エネ法でも引用出来る可能性がある。(従来は、受注決定後、フレームの詳細設計が完了した後にしか熱性能を計算できなかった。)

1年目は、設計プロセスの中で、カーテンウォールの情報がどの段階でどの程度把握できているか、省エネ計算にどの様に盛り込むか、方向性を探るための情報収集等が主となり、ゼネコン設計部、(一社)日本建設業連合会等へヒアリング調査し、簡易計算法の概要、JIS規格の構想を検討する。次年度、簡易計算手法の開発、簡易計算法熱貫流率確認試験、JIS骨子等を作成する。最終年度、JIS規格を完成させる予定である。

#### ② JISの見直し

これまでに経済産業省からの受託事業等で建産協が作成し、管理するJISに対するメンテナンス業務を実施していく。改正の必要性の有無について調査する。現在、管理している建材JISの17件と住設JISの4件とその他JISの1件、合計22件のうち、平成30年度に5年ごとの見直し調査対象となるのは、下記の4件である。

a. 畳 (JIS A 5902)

b. 窓及びドアの熱性能一日射熱取得率の計算 (JIS A 2103)

c. 窓及びドアの熱性能一日射熱取得率の測定 (JIS A 1493)

d. 住宅用冷暖房ユニット(JIS A 4412)

上記のc. 窓及びドアの熱性能一日射熱取得率の測定のJIS は、既に、改正要望があり、JIS改正委員会を発足し検討することが決定している。

③ JISの改正

・窓及びドアの熱性能一日射熱取得率の測定－(JIS A 1493)

2014年までに経済産業省からの受託事業で制定したJISの改正が必要となり、原案改正委員会を発足させ審議する。(一財)日本規格協会の公募事業として、(一財)日本規格協会にご指導いただき推進する。実施期間は、1年間の予定で、平成30年7月末に応募し、12月に審議開始～平成31年10月末にJIS改正原案を(一財)日本規格協会に提出する予定である。

(JISの概要)

窓及びドアからの日射熱取得は、冬期の暖房負荷を軽減するとともに、夏期の冷房負荷を増大させる。建物の省エネルギー促進のために、断熱性能と日射熱取得性能のバランスのとれた窓及びドアの普及が必要で、その熱性能の評価法のJIS規格である。窓及びドア、窓にブラインド、紙障子などの日射遮蔽物を付属する場合の日射熱取得率について、測定原理、測定項目、測定装置の構成及び試験体、測定方法等を規定している。

(改正内容)

このJISをベースに、ISO 19467:2017「窓及び扉の熱性能－太陽シミュレータを使用する太陽熱利得係数の求め方」を作成した。このISOには、規格作成段階で各国からの要望が取入れられた。そのため、JISとISOとで整合しない部分があり、JISを改正する必要がある。ISOに取り入れられた内容を検討し、日本に適する内容をJIS規格に反映させ、改正案を作成する。

(2) WPRC部会

平成29年度の活動成果であるグリーン購入法特定調達品目追加、WPRC素材ISO発行などを活用し、一層の普及促進と市場拡大を図るため、以下の項目について優先的な取り組みを行う予定である。

① 木材・プラスチック再生複合材(WPRC)普及促進事業

a. WPRCの市場拡大のための普及広報活動を行う。

(a) WPRC及び会員に関わる情報発信に加え、グリーン購入法特定調達品目追加、WPRC素材ISO発行など普及広報及び会員募集効果が期待される情報発信を行う。そのためにHP内容の充実、部会チラシ改訂及びメールマガジンの配信を継続する。

(b) グリーン購入法特定調達品目追加に伴い、適正運用に向け運用マニュアル等を作成する。

(c) 「経済産業省子どもデー」出展など政府広報活動への協力を継続する。

(d) その他の普及広報活動

b.市場拡大のための公的認定、各種認証制度への対応を進める。

- (a) グリーン購入法でのWPRCに対する理解が深まる中、次年度以降に提案する製品を決定するための要件調査を行い、提案の可能性を検討する。
- (b) LEEDに関する調査研究を継続する。
- c. WPRCの市場調査（環境指標WG）
  - (a) 木材の地域認証制度など各種制度とWPRCとの関連性に関する調査
  - (b) WPRCに求められる情報の調査
  - (c) WPRCの環境配慮性の再評価
- ② WPRCに関わる標準化事業
  - WPRC国際標準化分科会
    - a. 木材・プラスチック再生複合材(WPRC)の試験方法に関する国際標準化事業(受託事業)においてWPRC国際標準化分科会に参加し、以下の支援を行う予定。
      - (a) 平成29年度に実施した各種試験をバックデータとして、ISO/TC 61/SC 11/WG 11関連国との意見交換等を経て規格原案の骨子をまとめ、平成30年9月に日本開催のISO/TC 61/SC 11国際会議でNP提案を行う。NP提案後は平成30年度NP成立を目指し、WD作成を行う。ISO/TC 61/SC 11/WG 11関連国との意見交換で発生した課題に対しては、必要に応じ各種試験を実施し、バックデータの蓄積を継続する。
      - (b) ISO 20819(WPRC素材規格)の活用により適切なWPRCのグローバル市場拡大を目的として、WPRCをLEED等各国グリーンビルディング認証制度の評価対象品目とするために各国グリーンビルディング認証制度運営機関へ接触し、普及活動に結びつける。
    - b. 素材・試験方法・製品JISの改正等維持管理への支援を行う。
      - (a) JISA 5741、JISA 5742、JISA 1456の改正準備を行う。

## 6. 国際委員会

日本の良質で強みのあるグリーン建材・設備製品について、ISO・IECに国際提案を行い、さらに、アセアン諸国の国家標準化機関、試験・認証機関等関係当局に対し日本発のISOやJISをベースとした各国国家標準の策定に向けた技術協力等の支援を行うことにより、日本の製品が持つ優れた性能・品質が海外においても適正に評価される基盤を整備し市場拡大を図るとともに、省エネルギーや温暖化対策に貢献する。具体的な活動を進めるにあたっては、平成30年度以降も標準化委員会と連携し経済産業省の受託事業(予定)の取り組みと連動して進める。

### (1) 国際交流部会

#### ① 調査・交流事業

- a. 中国、韓国及びアセアン諸国を中心として、建材・住宅設備の規格・標準及び各国の制度・仕組みに関する情報収集を行い、情報の集積と共有化を図る。企画・調査の実施に際しては、経済産業省からの受託事業(予定)の取り組みと連携して活動を進める。
- b. 経済産業省と連携して、アセアン諸国との政府間及び民間レベルの交流と人脈を活

用し、日本のグリーン建材・住宅設備機器のPRを図ると共に、相手国のニーズに基づいた規格化等の活動を支援することで、アジア市場での日本のプレゼンス向上を図っていく。本部会活動に於いても、受託事業の取り組みと連携し、ベトナム、インドネシアの標準認証機関や関連団体等との交流を中心に活動を進める。

- c. また、タイやミャンマーに対する建築・住宅分野での協力関係構築の可能性を引き続き検討する。

## ② グリーン建材・設備製品に関する国際標準化事業

(受託事業：平成29年度～31年度)

平成30年度は平成24年度～29年度までの成果も踏まえ、以下のテーマについて国際標準部会と連携して活動を進める。

### a. グリーン建材・設備製品のアセアン諸国への展開

本活動は平成24年度～25年度でのアセアン各国の調査を経て、ベトナムを相手国とした具体的交流活動が開始され、続く平成26年度～28年度において、インドネシアも加わり、活動が拡大展開された。さらに、平成29年度以降についても平成31年度までの予定で活動を継続してきた。これまでの事業成果として、既にベトナムではJISをベースとした「高日射反射率塗料」のベトナム国家規格原案が一部作成された。インドネシアでも、JISをベースとし日本がISO提案した(平成28年度にIS発行済み)の「窓の熱性能測定法」の、また、JISをベースとした「節水トイレ」のインドネシア国家規格原案が作成された。相手国の窓口機関(ベトナム建築材料研究所：VIBM、インドネシア国家標準化庁：BSN)とも、これまでの交流により良好な関係を築いているため、現在進行しているテーマの規格作成・発行までのフォローアップと、これに並行して、次に続く新規テーマについても、相手国の国家規格への導入に向けた支援・協力を行うことで、日本発のISO又はJISをベースとした国家規格の策定・導入をアセアン諸国へさらに展開していく。具体的には以下の3テーマについて事業を行う。

#### (a) ベトナムの製品・評価規格作成支援

これまでの事業活動で得た経験・知見をもとに、「塗膜の日射反射率の求め方」「WPRC」「窓の熱性能測定法」等のテーマについて導入の促進を図る。また、現在作成中の「高日射反射率塗料」についても、規格発行までのフォローアップを行う。

#### (b) インドネシアの製品・評価規格作成支援

これまでの事業活動で得た経験・知見をもとに、「窓の熱性能計算法」「高日射反射率塗料」「WPRC」等のテーマについて導入の促進を図る。また、現在規格原案がすでに作成された「窓の熱性能測定法」「節水トイレ」についても、規格発行までのフォローアップを行う。

#### (c) アセアン他国への新規展開

これまでの事業活動で得た経験・知見をもとに、ベトナム、インドネシアに続き、アセアン諸国の中で次に展開すべき候補国を定め、同様に「節水トイレ」「高日射反射率塗料」「WPRC」等のグリーン建材・設備製品について、規格導入の支援活動を展開する。(相手国候補：タイ、ミャンマー等)

## (2) 国際標準部会

### ① グリーン建材・設備製品に関する国際標準化事業

(受託事業：平成29年度～31年度)

平成30年度は平成24年度～29年度までの成果も踏まえ、以下のテーマについて国際交流部会と連携して活動を進める。

#### a. 高日射反射率塗料(塗膜)の日射反射率測定方法に関する国際標準化

高日射反射率塗料を海外市場へ展開・普及していくためには国際標準化が求められる。米国では「クールルーフ認証システム」が存在する等各国の現況を勘案すると塗料製品そのものの規格化は困難であるが、その重要な性能である日射反射率の測定方法についてJIS K 5602をベースとした国際規格化を図る。

CD投票の結果を踏まえ、5月のISO/TC 35チェコ会議のSC 9/WG 31における各国からのコメントに基づいた協議を経て、2018年度中のDISへの移行を目指す。

#### b. 温水洗浄便座の性能評価方法に関する国際標準化

温水洗浄便座が有すべき品質とその性能評価方法を明らかにし、使用者が必要とする製品を判断できるようにするため、性能評価及び試験方法の国際規格化を図る。2014年に日本から新規提案して新たに設置されたIEC/SC 59L/PT 62947(以下PT)において日本がコンビーナとなって引き続き規格開発を進める。2018年度中に、温水洗浄便座の性能評価試験方法の全般を網羅したPart1はIS発行を、吐水による洗浄性能評価試験方法の詳細を規定するPart2はTS発行をそれぞれ目指す。

#### c. 節水基準に関するISO新規提案への対応

2017年12月にオーストラリアから、水廻り製品(シャワー、蛇口設備、流量制御器、トイレ設備、男性用小便器設備、家庭用食洗機、家庭用洗濯機、乾燥機能付き洗浄機(洗濯機・食洗機など)の乾燥機能)ごとの節水基準及び節水レベルの測定方法の策定に関するISO新規提案があった。日本としては、性能基準が不明確な状況での節水基準の作成は望ましくないなどの立場から反対投票したものの、2018年1月後半に賛成多数にて新規PC(Project Committee)が設立される見込みとなったため、経産省および各団体と協議の上で対応する。なお、本件は、アセアン展開のために設置してきた本受託事業の水廻り分科会の活動に加える形で対応するが、新たに(一社)日本電機工業会からも委員の参加を得ることとしている。

### ② ISO/TC 77、ISO/TC 89国内審議委員会

#### a. ISO/TC 77(繊維強化セメント製品)関連

当該製品との関係が深いせんい強化セメント板協会、日本窯業外装材協会と連携し、国内審議団体としての活動を実施する。

#### b. ISO/TC 89(木質パネル)関連

当該製品との関係が深い日本繊維板工業会と連携し、国内審議団体としての活動を実施する。

### ③ ISO/TC 163/SC 1/WG 17国内対応委員会

「平成26年度～28年度グリーン建材事業」にて原案開発を進めISO 19467(窓及び

ドアの熱的性能(一日射熱取得率の測定)が発行されたが、ISO/TC 163/SC 1/WG 17は活動が継続されるため、引き続き自主事業として対応委員会を設置し、WG 17に係る国際規格原案の審議及びコメントの回答等を行う。

※ISO電子投票行為はISO/TC 163/SC 1国内審議団体である(一財)建材試験センターが行う。

TC	: Technical Committee (専門委員会)
SC	: Subcommittee (分科委員会)
WG	: Working group (作業グループ)
PT	: Project Team (プロジェクトチーム)
NP(NWIP)	: New Work Item Proposal (新業務項目提案)
WD	: Working Draft (作成原案)
CD	: Committee Draft (委員会原案)
CDV	: Committee Draft for Vote (投票用委員会原案)
TS	: Technical Specification (技術仕様書)
DTS	: Draft of Technical Specification (技術仕様書原案)

## 7. 建材・住宅設備産業に関する団体、学会及び研究機関との交流及び協力

### (1) 建材PL相談室の活動

一般消費者、消費生活センター、関連PLセンター等からの問合せ、相談に対して対応を行う。  
PL相談窓口の連絡会、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター、関連PLセンターと情報交換を継続して行う。

### (2) 団体会員との協力活動をより一層促進するため、「団体連絡会」を開催して共通課題等について情報交換し、交流を行う。

平成30年度は、下記の通り開催の予定である。

- 第1回 平成30年 6月21日(木) 14:00～16:00
- 第2回 平成30年 9月19日(水) 14:00～16:00
- 第3回 平成30年12月11日(火) 14:00～16:00
- 第4回 平成31年 3月20日(水) 14:00～16:00

### (3) IoT住宅研究会

- ① (国研)産業技術総合研究所と協力して「IoT住宅研究会」を開催し、IoT住宅に設置されると想定される住宅設備機器における機能安全規格の標準化に関する調査を行う。  
平成30年度は、下記のとおり開催の予定である。  
平成30年4月3日、5月8日、6月6日、7月4日、8月7日、9月5日、10月3日、11月1日、12月4日、平成31年1月15日、2月5日
- ② 住宅設備機器における機能安全規格運用に関する基盤整備調査事業(受託応募予定)  
自動車産業において整備された機能安全規格に関するレクチャーを受ける等、住宅設備機器における機能安全規格運用に関する基盤整備のための調査を行う。

具体的には、自動車関連の機能安全規格の運用について知見を持つ(一財)日本自動車研究所(JARI)や(一社)JASPAR (Japan Automotive Software Platform and Architecture)といった自動車関連団体の講習を受ける、(一財)日本品質保証機構(JQA)の指導を仰ぐ、等の調査活動により、住宅設備機器における機能安全規格を運用するためのテンプレート等の作成に資する知見を得る。

- (4) (一財)建材試験センター、(一社)日本建築学会等の関係機関・団体の事業に協力し、相互の連携を図る。

## 8. その他の会合

定時総会、理事会、理事懇談会、政策懇談会等

以上